

総合事業への移行に係る事務手続き及び

八尾市地域包括支援センターの新体制に伴う原案委託元変更について

1. 介護予防支援原案作成業務の現状

①介護予防ケアプラン作成件数(平成 28 年 3 月末現在) (単位：件)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
ケアプラン作成件数	2,096(1,234)	2,351(1,537)	2,487(1,683)

※ () は居宅介護支援事業所に委託した件数

②介護予防ケアプランの作成の内訳(平成 28 年 3 月末現在)

圏域	センター名	ケアプラン数	作成の内訳		委託事業者数
			直接	原案	
1	萱振苑	314	92	222	54
	スローライフ八尾	227	57	170	43
2	ホーム太子堂	355	126	229	49
	長生園	199	54	145	43
3	あおぞら	330	144	186	41
	緑風園	200	26	174	42
4	成法苑	287	104	183	52
	サポートやお	267	71	196	58
5	寿光園	149	64	85	26
	信貴の里	159	66	93	28
合計		2,487	804	1,683	436

2. 総合事業への移行に係る事務手続きについて

- ・ 総合事業への移行に伴い、平成 29 年 4 月 1 日以降に要支援認定を受けサービスを利用する利用者様につきましては、契約書等の取り直しが必要です。(別紙 1 参照)
- ・ 新しい地域包括支援センターごとの契約書は、平成 29 年 3 月 2 日、3 日、6 日の介護予防支援請求受付時に、市窓口にて配布します(別紙 2 参照)。
 - ⇒ 「指定介護予防支援・第 1 号介護予防支援事業契約書」(包括⇔利用者)
 - * 指定介護予防支援にも総合事業にも対応している契約書に変更しています。
 - ⇒ 「介護予防支援等業務委託契約書」(包括⇔受託法人)

3. 八尾市地域包括支援センターの新体制に伴う介護予防支援等原案委託元 の変更について

原案委託元の変更について

- ・ 平成 29 年 4 月より、八尾市地域包括支援センターが増設され、計 15ヶ所体制になり、センターの担当区域は、中学校区ごとになります。『資料 1 八尾市地域包括支援センター担当地域一覧』。
- ・ センターの新体制に伴い、介護予防支援について、一部の地域で原案委託元が変更になります。
- ・ 原案委託元については、平成 29 年度中に現行包括から、中学校区ごとの新しい担当地域包括支援センターへ引き継ぐことを原則とします。
ただし、新規設置のセンター(久宝寺中学校区担当の「久宝寺愛の郷」、東中学校区担当の「中谷」)については、平成 29 年 10 月 (予定) 以降に、原案委託元としての引き継ぎを行います。

【 ※注意点】

○原案委託元変更地域

- ・ 「桂中学校区」
- ・ 「上之島中学校区の一部 (山本小学校区)」
- ・ 「龍華中学校区」
- ・ 「久宝寺中学校区」
- ・ 「志紀中学校区」
- ・ 「成法中学校区」
- ・ 「高美中学校区の一部 (高美小学校区)」
- ・ 「高安中学校区の一部 (旧中高安小学校区)」
- ・ 「東中学校区」

- ・ 利用者様の住所が「八尾中学校区」「亀井中学校区」「大正中学校区」「曙川南中学校区」「曙川中学校区」「南高安中学校区」の方につきましては、委託元の変更はありません。

- ・ 「久宝寺中学校区」の利用者様につきましては、平成 29 年 4 月から 9 月 30 日までの間は、委託元は「市直営」となります。

- ・ 「東中学校区」の利用者様につきましては、平成 29 年 10 月以降に順次引き継ぎを進めてまいります (引き継ぎ時期の詳細については、「寿光園」へご相談ください)。

『資料 2 介護予防支援等に係る原案委託元担当表 参照』

総合事業への移行に係る事務手続き及び原案委託元変更について

◇平成 29 年 2 月～3 月末までの間の作業

地域包括支援センターごとに、貴事業所で担当している利用者の一覧表を作成し、対象者の整理を行います

⇒『資料 3 担当利用者一覧表』

A. 原案作成事業所内での準備作業

- ① 担当している利用者を、現在契約している地域包括支援センターごとに一覧表にします（氏名、被保険者番号、生年月日、住所、要介護（支援）度）。
- ② 委託元変更の有無を確認します
 - ・利用者の被保険者証に記載されている住所地 が、どの中学校区に該当するかを確認します。
 - ⇒『別冊 1 八尾市地域包括支援センター地区割表（平成 29 年 4 月 1 日）』参照
 - ⇒『資料 2 介護予防支援等に係る原案委託元担当表 参照』
- ③ 要支援認定の有効期間を確認し、引継ぎ及び契約取り直しの時期を確認します。

※現在の要支援認定の有効期間終了(更新時期)を目途に、総合事業に係る契約書の取り直しを行います。

⇒『資料 4 移行スケジュール』参照

【委託元変更についての確認作業の流れ】

(例えばAさん・Bさん・Cさん・Dさんの利用者を担当している場合)

- ※Aさんの住所は 相生町 ➡ 「龍華中学校区」
- ※Bさんの住所は 久宝寺 ➡ 「久宝寺中学校区」
- ※Cさんの住所は 曙町 ➡ 「曙川南中学校区」
- ※Dさんの住所は 東町 ➡ 「東中学校区」

利用者 Aさん・Bさん・Cさん・Dさん

	町名	丁目	番地	原案委託元
あ	相生町	全区域		りゅうげ
	曙町	全区域		緑風園
か	久宝寺	全区域		久宝寺愛の郷

	楽音寺			寿光園

「八尾市地域包括支援センター 地区割表」

担当している利用者の住所を「別冊：八尾市地域包括支援センター地区割表（H29.4.1）」で調べ、「原案委託元」がどこであるかを確認します



- ※Aさんは 相生町（龍華中学校区）なので「原案委託元」は「ホーム太子堂」から「りゅうげ」へ変更
- ※Bさんは 久宝寺（久宝寺中学校区）で「久宝寺愛の郷」のため、9月末までは「市直営」へ変更
- ※Cさんは 曙町（曙川南中学校区）なので、原案委託元の変更はなし
- ※Dさんは 東町（東中学校区）なので、平成29年10月までは原案委託元の変更はなし。

Aさん・Bさんは委託元変更の対象者

Cさん・Dさんは委託元変更の必要無し

「曙川南中学校区」は、委託元の変更はありません

「東中学校区」の委託元変更は平成29年10月以降に行います。

担当利用者一覧表
八尾市地域包括支援センター ホーム太子堂

	平成29年度からの担当センター
Aさん	りゅうげ

資料3「担当利用者一覧表」は、現在契約している地域包括支援センターごとに作成します。委託元変更がある場合は、「平成29年度からの担当センター」欄に記載します。

◇事前相談の実施

対象者の抽出ができましたら、現在契約している地域包括支援センター(平成28年度までの担当センター)と引継ぎの調整を行ってください。

B. 現在契約している地域包括支援センター(平成28年度までの担当)との事前相談

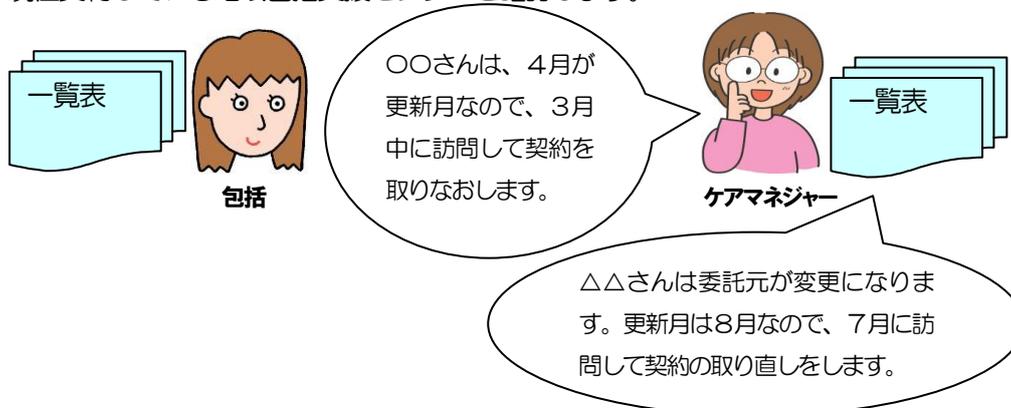
- ① 貴事業所が作成した「担当利用者一覧表(資料3)」より下記の事項を確認します。
 - ・ 契約の取り直し時期
 - ・ 平成29年度からの担当センター(原案委託元) ※「資料2」参照
- ② 貴事業所は、各利用者宅を訪問するスケジュールを、センターとともに確認します。
- ③ スケジュールを参考に、新しい介護予防支援等契約書等の書類(総合事業に対応したものの)で、利用者との契約を締結します。

事前相談の流れ

- ① ケアマネジャーは、現在契約している地域包括支援センター(平成28年度までの担当)へ、「担当利用者一覧表」を持参します。



- ② ケアマネジャーは、各利用者宅を訪問するスケジュール(要支援認定の更新時期)について、一覧表をもとに、現在契約している地域包括支援センターと確認します。



- ③ スケジュールを参考に、新しい介護予防支援等契約書等の書類で、利用者との契約を締結します

◇利用者宅へ訪問

貴事業所と地域包括支援センターとの間で確認したスケジュールをもとに、現在の要支援認定の有効期間終了までに、利用者宅へ訪問し契約を取り直していただきます。利用者宅で実施していただく内容については下記のとおりです。

C. 利用者宅へ訪問

①訪問時にケアマネジャーが、契約の変更について説明します（総合事業・原案委託元変更の場合の説明。）

※総合事業の説明については、『別紙1』を参考にしてください。

②説明の後、担当者が、訪問の際に、新しい契約書の重要事項説明書を用いて、本人等に説明を行います。その上で、新しい契約書等の関係書類に本人の署名と押印を得ます。

《新しい契約書等の関係書類＝地区担当の地域包括支援センター設置法人分》

介護予防支援等契約書（「実施方法等について」を含む） 2部

重要事項説明書 2部

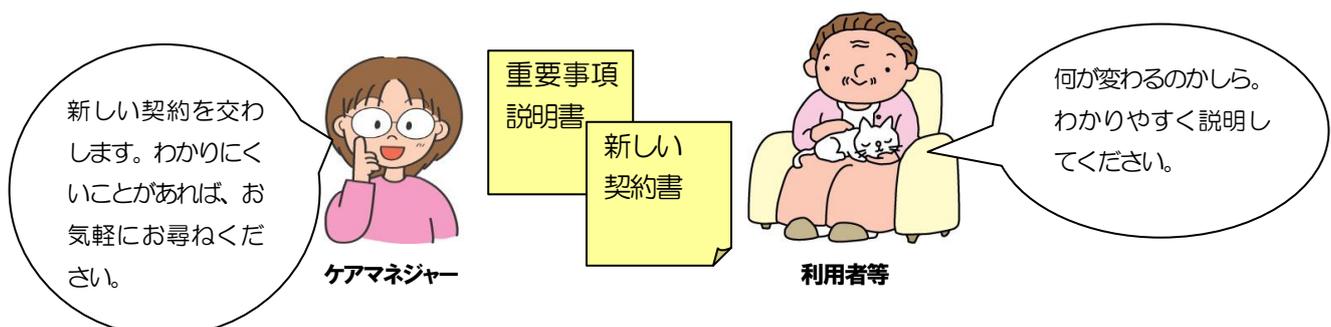
個人情報使用同意書 1部

利用者宅への訪問の流れ

① 訪問時にケアマネジャーが、契約変更について説明をします（総合事業・原案委託元変更の場合の説明をします）。



② ケアマネジャーは、新しい契約書の「重要事項説明書」に沿って説明をし、新たに契約を交わします。



◇契約書類の提出

貴事業所が利用者宅に訪問し、契約書類を作成後、担当のセンター（平成 29 年度からの原案委託元（「資料 2」参照））へ契約書類を提出します。

また、新たに委託元との契約（法人間で取り交わす「介護予防支援等業務委託契約書」の締結）が別途必要です。サービス開始までに提出してください（3 月中にまとめて提出いただいても結構です）。

D. 29 年度からの担当のセンターへ提出**○提出書類****【契約関係】**

- ①指定介護予防支援・第 1 号介護予防支援事業契約書 2 部
- ②介護予防支援等業務の実施方法について 1 部
- ③指定介護予防支援・第 1 号介護予防支援事業に関する重要事項説明書 1 部
- ④介護予防支援等業務契約に関する個人情報使用同意書 1 部
- ⑤介護予防支援等業務委託契約書 2 部

※契約書の本人宅への郵送時期については、担当の地域包括支援センターにご確認ください。

【ケアプラン関係】

- ①利用者基本情報 ※1
- ②基本チェックリスト
- ③介護予防サービス・支援計画表、週間サービス計画表 ※2
- ④介護予防支援経過記録（サービス担当者会議等の記載）
- ⑤サービス利用票（サービス開始月のみ） ※2
- ⑥サービス利用票別表（サービス開始月のみ）
- ⑦介護予防支援・サービス評価表
- ⑧介護予防支援経過記録

※1 内容に修正がある場合及び原案委託元が変更になる場合

※2 ③、⑤については、利用者の押印があるもの（写しで可）

※3 ケアプランの提出は、サービス利用開始日の 5 営業日前までに行ってください。

E. 委託元が変更になる場合の提出書類**○提出書類**

- ①介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書
- ②介護保険被保険者証（または資格者証）
- ③介護保険負担割合証
- ④介護予防支援等業務委託契約書 2 部
- ⑤代理受領委任状

【これまでの委託元】

- ① 介護予防支援・サービス評価表 ※終了時の評価となります。
- ② 介護予防支援経過記録

**総合事業への移行に係る事務手続き及び八尾市地域包括支援センターの新体制に伴う
原案委託元変更についての留意事項**

Q) 原案委託元が変更とならない利用者は、契約書の取り直しは必要ないのか。

A) 原案委託元の変更の有無に限らず、新たに契約書を取り直す必要があります。
指定介護予防支援にも総合事業にも対応している契約書に変更しています。

**Q) 原案委託元が変更となる利用者で、現在の居住地と被保険者証記載の住所地が異なる
利用者の引継ぎ先は。**

A) 現在の居住地と被保険者証記載の住所地（住民票記載の住所地）が異なる利用者につ
いては、被保険者証記載の住所地を担当する地域包括支援センターにご相談ください。

Q) 平成 29 年 3 月末までの間の新規のサービス利用の相談先は

A) 平成 29 年 3 月末までに、介護予防サービスの利用を開始される方は、「平成 28 年
度までの担当センターへご相談ください。平成 28 年度中につきましては、「平成 28 年
度までの担当センター」と介護予防支援契約書の締結が必要となります。また平成 29 年
4 月 1 日以降は、原案委託元が変更となる地域があるため、新たに「平成 29 年度からの
担当センター」（資料 2 参照）との間で介護予防支援契約の締結が必要となります。

新規の利用者については、今回の原案委託元変更に伴う諸手続きについて、予め十分説
明を行った上で、サービス利用の調整を進めていただきますようお願いいたします。

Q) 平成 29 年 4 月から要支援認定となった利用者の相談はどこにいけばよいのか

A) 更新申請の結果が平成 29 年 4 月より新たに「要支援認定」となったサービス利用者
は、結果が判明次第速やかに「資料 2」の委託元のセンターへご相談ください。

Q) 引継ぎの際の個人情報の取り扱いについて

A) 原案委託元変更に伴う引継ぎ事務を行なうにあたり「担当利用者一覧表」や契約関係
書類等の個人情報にかかる書類の取り扱いについては、十分留意していただきますようお
願いいたします。

Q) 総合事業への移行に伴って、報酬及び原案作成委託料の変更はあるか

A) 総合事業への移行に伴う報酬及び原案作成委託料の変更はありません。

Q) 総合事業への移行に伴って、初回加算を請求することができるか

A) 予防給付から総合事業へ移行する場合、初回加算は請求できません。ただし委託元が
変更となる場合は、これまで通り初回加算が請求できます。